

交通遺児育英会 奨学生募集要項

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

電話 03-3556-0773 (直通) 0120-521286 (フリーダイヤル)

(受付時間：9：00～17：30 土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.kotsuiji.com>

1. 事業の目的

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2. 設立の経緯

昭和43年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。

政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和44年5月2日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

3. 実績

過去45年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校生54,718人に奨学金を貸与し、その累計額は508億円です。

なお、卒業した本会奨学生の総数は、47,987人、在学中の本会奨学生は、1,398人です。
(平成26年3月現在)

平成26年度奨学生の募集について

(公財)交通遺児育英会の奨学生募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

記

(1) すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時29歳までの人)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します)

(2) 学校別応募資格等

① 高等学校・高等専門学校奨学生

応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。

予約応募；平成27年4月に高校・高専に進学予定の中学3年生。

採用方法：書類審査の上、会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成27年1月30日。

第1次予約募集；平成26年9月30日。第2次予約募集；平成27年2月27日。

② 大学・短期大学奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。

予約応募；平成27年4月に大学・短大に進学予定の者。

採用方法：書類審査および奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成26年11月10日。

第1次予約募集；平成26年9月12日。第2次予約募集；平成27年1月30日。

③ 大学院奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。

予約応募；平成27年4月に大学院に進学予定の者。

採用方法：書類審査および奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成26年6月10日。予約募集；平成27年1月30日。

④ 専修学校・各種学校奨学生

応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程及びこれと同等の各種学校並びに専修学校高等課程で、修業年限1年以上の課程に在籍している生徒。（いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可）。

在学応募；現在、専修学校・各種学校に在学している生徒。

予約応募；平成27年4月に専修学校・各種学校に進学予定の者

採用方法：書類審査のうえ会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成26年12月31日。 予約募集；平成27年2月27日。

(3) 奨学金の種類と貸与額

① 奨学金の月額（各四半期の中の月である5月・8月・11月・2月に3ヶ月分ずつ貸与。無利子）

学 校	奨 学 金 月 額	募集人数
高等学校及び高等専門学校	2万円、3万円または4万円から選択	400人
大学・短期大学	4万円、5万円または6万円から選択	300人
大 学 院	5万円、8万円または10万円から選択	20人
専修学校専門課程及び各種学校	4万円、5万円または6万円から選択	150人
専修学校高等課程	2万円、3万円または4万円から選択	

☆各学校の専攻科にも貸与できます。 ☆貸付期間は各学校の最短修業年限まで

② 入学一時金（1年生入学後希望者に貸与。無利子）

学 校	入学一時金の額	募集人数
高等学校及び高等専門学校	20万円、40万円または60万円から選択	300人
大学・短期大学	40万円、60万円または80万円から選択	200人
専修学校専門課程及び各種学校	40万円、60万円または80万円から選択	100人
専修学校高等課程	20万円、40万円または60万円から選択	

(注) 大学院及び各専攻科奨学生には貸与されない。

③ 進学準備金の貸与（本会高校奨学生3年生で、大学・専門学校奨学生予約決定者のうち希望者）

学 校	進学準備金の額	募集人数
高校奨学生でかつ大予・専予決定者	40万円、60万円または80万円から選択	100人

(注) 進学準備金の貸与を受けた者は、進学後の入学一時金は貸与されない。

(4) 奨学金の併用・海外留学等

①他の奨学金制度と併せて利用してもよい。又、同一世帯、同一学校から何人でも応募できます。

②日本の大学に相当する外国の正規の大学、正規のコースへ留学する場合は、奨学金を貸与できる場合があります。留学する国によって事情が異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

(5) 申し込み方法

①応募書類は、本会奨学課に電話でお申し込みください。該当する学校の「奨学生募集案内・願書」を郵送いたします。（各学校にも配布しています。）また、インターネットホームページからでも応募書類の申し込み及びダウンロードが可能です。

②応募書類中の「願書」に必要事項を記入の上、添付書類をととのえ、本会まで提出願います。

各位へのお願い

本会の奨学金、入学一時金は貸与終了後に返還していただきますが、いずれも最終学校卒業後、6か月据え置いてから20年以内の割賦返済となっています。長期返済で無利子ですから遺児たちの負担は比較的軽く、順調に返還が行われています。

ちなみに、高校生が月30,000円の奨学金を利用すると3年間で1,080,000円になりますが、20年の月賦返還にすれば、返還額は月々4,500円の負担ですみます。

母親たちは借用総額を心配するあまり、子どもたちの進学にためらいがちです。長期返済で無利子の奨学金を有効活用されるよう、各位にご理解いただければ幸いです。

交通遺児育英会 学生寮「心塾」

大学・短大・大学院・専門学校奨学生を対象とした下記学生寮があります。

◎東京学生寮：本会所有の建物。場所は東京都日野市（最寄駅はJR中央線「豊田」駅）。

寮費は、朝夕2食付きで月2万円のみで、全員個室です。

◎関西学生寮：民間学生会館の借り上げ方式。場所は大阪府の北部にある本会指定学生会館等となります。指定寮寮費は、朝夕2食付きで月3万円で、全員個室です。

なお、ご不明な点は本会奨学課までお問い合わせください。

(平成26年3月作成)

平成 26 年 度

大学院奨学生（在学）募集のご案内

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

TEL 03-3556-0773

フリーダイヤル 0120-521286

ホームページアドレス <http://www.kotsuiji.com>

本会では、大学院に進学し大学院において研究を継続する人で、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のために働けなくなった家庭の学生 に奨学金を貸与して研究の援助を行い、将来、教育、研究者、高度の専門性を要する社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

応募できる人

- (1) 平成26年度に大学院（修士課程又は博士課程）に在学している29才までの学生で、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女であること。

※道路における事故には、踏切での事故、路面電車との事故および自転車事故も含まれます。

※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。（身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。）

- (2) 学力の基準

採用に際して、出願者の学力は問いません。

- (3) 家計の基準

・家計の基準はありません。

- (4) その他の基準

・応募時26歳から29歳までで、一旦社会人となった後に奨学金を希望する場合は、原則として高校奨学生であった者に限ります。

・一人の奨学生への奨学金の総貸与期間は原則として高校・大学・大学院・専修学校等合わせて9年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。

・大学院間で転学または編入学あるいは再入学する場合の貸与期間は、原則として修士課程2年間・博士課程3年間となります。同一の年次を重複履修した場合は、転学・編入学・再入学後の標準修業年限のうち、すでに貸与された期間を除いた期間が貸与期間となります。したがって、在学中に奨学金は満期となります。

・専門職大学院も貸与可能です。

出願期間と奨学生採用

- (1) 出願書類受付期間（提出書類はこの「案内」の最終頁をご覧ください。）
平成26年4月1日～平成26年6月10日
（締切日以降に奨学生を希望する事情が生じた時は、ご相談に応じます。奨学課にお問合せ下さい。）
- (2) 奨学生採用の決定と通知
書類審査に合格した出願者を対象に、奨学生選考委員会（概ね3ヶ月に1回開催）にて選考して決定し、出願者および在学大学長（学部長）に文書で通知します（予定：7月上旬）。その際、連帯保証人と連署の誓約書を提出していただきます。
- (3) 出願書類提出先・問い合わせ先
 - ・〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課
 - ・フリーダイヤル 0120-521286受付時間：9:00～17:30（土、日、祝祭日、本会の休業日を除く）

奨学金の額と貸与方法

- (1) 奨学金の月額
月額：50,000円、80,000円または100,000円の中から出願者が選択
- (2) 貸与期間
正規の最短修業年限の終期まで。
- (3) 送金方法
原則として年に4回：5月、8月、11月、2月に、それぞれ3か月分の奨学金を東京の銀行を通じて本人が指定した銀行もしくはゆうちょ銀行（旧郵便局）の本人名義口座に送金します。（第一回目は7月10日の予定です。）

返還の方法

- (1) 返還の期間
奨学金は、貸与期間が終了してから6か月据え置き、その後、20年以内に、月賦、半年賦、年賦などの方法で、返還していただきます。
- (2) 奨学金の利息
無利子です。
- (3) 返還猶予
上級学校に進学したり、著しく返還が困難となった場合は申請によりその間返還を待ちます。
- (4) 返還免除
本人が死亡したときなどは、申請により返還が免除されることがあります。

学生寮「心塾」

交通遺児育英会には、大学・短大・専門学校生および大学院生を対象とした下記学生寮「心塾」があります。

名称		位置	種類	区分	寮費	備考
東京学生寮		東京都日野市旭が丘4-7-57 (TEL042-584-6811)	本会所有の建物	男女共用	2万円/月	奨学金を借りなくても入寮可。 空室十分にあり
関西学生寮	ドミトリー上新庄	大阪市東淀川区豊新2-6-23	(株)共立メンテナンスの学生会館の居室を本会が借り上げる	男子	3万円/月	奨学生のみ入寮可 成績等による選考あり 希望の寮が満室の時は他の寮を案内
	ドミトリー江坂	吹田市豊津35-30				
	ドミトリー武庫川	西宮市小松町2-5-20				
	ドミトリー緑地公園	吹田市江坂町5-1-1				
	ドミトリー新大阪	大阪市東淀川区東中島2-8-13		女子		

◎東京学生寮

昭和53年4月に、東京都日野市旭が丘4-7-57（JR中央線「豊田駅」下車、バス7分または徒歩20分）に本会の奨学生のために開設された学生寮です。

東京学生寮は武蔵野の面影を残した緑溢れる3千坪の敷地内にあり、春は桜が満開となるなど静かで大変環境のよい所です。寮費は朝夕2食付・水道光熱費込みで、月2万円です。男子棟と女子棟に別れていて、部屋は全員1人部屋です（約7畳）。

◎関西学生寮

関西地区へ進学する本会奨学生のために、(株)共立メンテナンスが経営し、一般の方等も入居している学生会館の上記5棟の居室を本会が借り上げる方式の学生寮です。寮費は朝夕2食付・水道光熱費込みで、月3万円です。部屋は個室ですが、広さ等各棟で違いがあります（約5畳～8畳）。

また、上記以外に京都市内にも寮（但し、寮費4万円/月）があり、入寮可能です。詳細はお問い合わせ下さい。

〔申し込み方法〕

東京または関西の学生寮に入寮できるのは、①自宅から通学が不可能（通学時間は概ね90分以上）で、②寮から通学可能な大学院に在学されている方です。希望される方は、願書の「学生寮入寮申込書」欄に必要事項を記入して下さい。関西学生寮へ入寮を希望される方は、別途審査が必要ですので、本会奨学課（電話：0120-521-286）までご連絡ください。

提出書類

次の書類をそろえて、記入もれのないことを確認して、本会に提出してください。

- (1) 奨学生願書（この「案内」に折込みの本会所定のもの）
- (2) 大学院奨学生推薦書（この「案内」に折込みの本会所定のもの）
 - ・推薦書は在学大学院の事務室に発行を依頼して下さい。
 - ・研究テーマやその内容等については本人が記入して下さい。
- (3) 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの。以前に入手した証明書があればそれでも、またそのコピーでもよい）
 - ・安全運転センターへの申請方法は出願書類の「交通事故証明の申し込み手続き」をご覧ください。
 - ・事故発生から期間経過しているため、安全運転センターの証明が受けられない場合は、次のどれかにより証明願います。
 - ①在学学校長または民生委員に事情を説明して、願書の「交通事故証明書」に証明を受ける。
 - ②交通事故発生当時の新聞記事のコピー（本人および事故年月日が特定できること）。
 - ③保護者が死亡された場合、死亡診断書や死体検案書（コピー可）で交通事故死が確認できるもの。
- (4) 後遺障害の程度を証する証明書（死亡の場合は不要）
 - ・自動車損害賠償保険金を取り扱った保険会社、または共済金を取り扱った農協で、願書の「後遺障害に関する証明書」に証明してもらってください。
 - ・保険会社または農協で証明が受けられない場合は、公立病院等で診断を受けて、症状が詳しく記載してある診断書を付けてください。
 - ・自動車損害賠償保障法施行令別表の1～7級の後遺障害は、身体障害者福祉法の1～4級がほぼこれに相当します。（身体障害者手帳に記載されている級）。身体障害者手帳のコピーでもかまいません。
- (5) 戸籍謄本
 - ・出願者が記載されている戸籍謄本が必要です。
 - ・保護者等（＝事故にあった人）が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本（または改製原戸籍謄本）も必要です。

◎ 書類提出の特例

出願者または兄弟姉妹が本会の奨学生、あるいは奨学生だった場合は、次の書類を提出するだけで結構です。

- ①奨学生願書
- ②大学院奨学生推薦書